埼玉県環境科学国際センター展示館新規展示物制作業務委託 企画提案競技実施要領

埼玉県環境科学国際センター展示館新規展示物制作業務について、企画提案競技(公募型プロポーザル方式)を実施しますので、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

1 委託業務名

埼玉県環境科学国際センター展示館新規展示物制作業務委託

2 委託業務の目的

別紙「埼玉県環境科学国際センター展示館新規展示物制作業務委託仕様書」(以下、「仕様書」 という。)の「1 委託業務の目的」のとおり。

3 委託業務の内容

別紙「仕様書」のとおり。

4 委託料

上限4,991,000円

※ 本業務の契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む)であり、この金額を 超える提案は審査の対象外とする。また、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

6 応募資格

次の(1)~(7)の全てを満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定するものでないこと。
- (2) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日 付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審 第97号)に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。
- (5) 民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は破産法 の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納しているものでないこと。
- (7) 過去10年以内において、本業務と同種又は類似業務について、国又は地方公共団体等の契約実績があること。

7 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和5年12月27日 公募開始

令和5年12月27日~令和6年1月 9日 質問書受付期間

令和6年 1月10日~令和6年1月11日 質問回答期間

令和6年 1月12日~令和6年1月19日12時 提案書受付期間

令和6年 1月下旬 審査委員会 (プレゼンテーション)

令和6年 1月下旬 契約先候補者決定

令和6年 1月下旬以降 契約予定

8 プロポーザル募集から受注者決定までの手続き

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

(ア) 質問方法:下記電子メールアドレスに電子メールで質問する。 (様式は参考様式に準ずる。)

- (イ) 電子メールアドレス: g7383313@pref. saitama. lg. jp
- (ウ) 電子メールの件名: (法人名) 質問書 公募型プロポーザル
- (工) 質問受付期間:令和5年12月27日(水)令和6年1月9日(火)17時
- イ 質問の回答

質問書を提出した事業者に対して、令和6年1月11日(木)17時までに電子メールで回答する。併せて、環境科学国際センターホームページ及び県ホームページへ掲載する。

(2) 企画提案書の提出

企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

ア 提出期間

令和6年1月12日(金)9時~1月19日(金)12時

イ 提出書類(別添の所定の様式で原則A4版縦)

(様式第1号) 企画提案書(表紙)

(様式第2号) 法人概要調書

(様式第3号) 類似業務実績調書

(様式第4号) 配置予定者の一覧表

(様式第5号) 配置予定者の概要・実績等

(様式第6号)業務実施体制

(様式第7号)業務実施計画

(様式第8号) 業務実施方針

(様式第9号) 技術提案書

(様式第10号) 参考見積書

ウ 提出部数等

正本1部、副本7部

エ 提出方法

持参又は郵送(必着。FAX、電子メールでの提出は不可。郵送の場合は、配達の記録が残る方法によること。)

9 審査・選定

(1)審査・選定方法

県が設置する公募型プロポーザル審査委員会がプレゼンテーション審査を実施する。審査に当たっては企画提案内容、業務実施体制等を総合的に評価し、最も点数の高かった提案者を契約先候補者として選定する。

企画提案書を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の 委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書を提出した者を契約先候補者として選 定する。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) プレゼンテーション

令和6年1月下旬に環境科学国際センター内で実施する予定とする。実施日時については、令和6年1月19日17時までに環境科学国際センターホームページ及び県ホームページで公開する。併せて、開始時刻、会場等を電子メールで連絡する。

プレゼンテーション審査は提出された企画提案書を基に実施する。

プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を概ね10分とし、プレゼンテーションは、必要に応じてパソコン(パワーポイント、エクセル、ワード、 PDF等)、プロジェクター等を使用することができる。

参加者は、実際に業務に携わる者とし、人数は4名以内とする。

(3)審查項目等

審査項目・内容は次のとおりとする。

区分	評価項目	評価の視点
適当な技術を有するか(実績、体制)	企業の業務実績	①同種業務の受注実績 ※ 同種業務とは、物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(令和4年7月19日埼玉県告示第747号)に基づく物品等競争入札参加資格者名簿において、業種区分が「催物、映画、広告、その他の業務」のうち、営業品目(大分類)が「催物等」で、営業品目(小分類)が「展示等関連業務」、「音響・舞台照明等関連業務」、「製作等関連業務」、「その他催物関連業務」又は「映画又はビデオ制作業務」のいずれかに分類される業務をいう。
	業務実施体制	②業務体制及び配置人員 ③業務責任者を含めた配置予定者が必要な知識や技術、同種業務の実 績・経験を有しているか
	意欲	④環境学習への情熱や本県が求める展示物を実現する取組への意欲を 強く感じられるか
本県が求 める展示 物を実現 する業務 が行える か	業務実施計画	⑤業務量と業務の実施手順を的確に把握し、妥当性の高い業務工程で あるか
	業務実施方針 技術提案書	⑥環境保護のことについて理解できるものとなっているか
		⑦ハード及び映像は企画性・独自性に優れた内容であるか
		⑧ハード及び映像は社会科見学で使用しやすい展示になっているか
		⑨今後の映像コンテンツの更新(追加・削除等)のし易さに配慮した デザインとなっているか

		⑩外部イベントでも使用し易い提案となっているか
		⑪児童の安全面に配慮した提案となっているか
経済性に 優れてい るか	V-1 1 1	⑫維持管理に係る負担は妥当であるか
	見積書の妥当性	③費用は合理的かつ妥当であるか

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、審査委員会の後、速やかに参加者に電子メールで通知する。

また、審査結果及び契約金額については、契約締結後、環境科学国際センターホームページ及び県HPで公表する。

10 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- (3) 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- (4) 指定する提出期限を超えて提出(到達) したもの。
- (5) 「8(2)イ 提出書類」に示す提出書類に不備があるもの。
- (6) 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

11 契約に係る事項

(1) 契約の締結

契約先候補者と県との協議の上、委託内容を決定し、候補者から改めて見積書を徴収し、見積 書の内容を精査の上、県が決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。

なお、見積額については、正当な理由があると県が認める場合を除き、企画提案時からの増額 は認めない。

この際、候補者の辞退や協議が整わない場合及び当該候補者が業務委託契約を締結するまでの間に、6に定める条件に該当しなくなった場合は、当該候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、順位の高い者の順に新たな契約先候補者として協議を行うこととする。また、契約締結までの間に 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けた場合には、契約しないことがある。

なお、委託契約の締結後、提案書に記載された内容に虚偽及び不正等があることが明らかになったときは、県は当該契約を解除することができる。この場合、県は本業務の遅延その他の理由により生じた損害について、当該受託者に対し賠償を請求することができることとする。

(2) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規程による随意契約とする。

(3) 契約保証金

埼玉県財務規則第81条の規定による。

(4) その他

受託候補者は契約後、速やかに提案内容を適切に反映した実施計画書を提出すること。

12 その他

(1) 公募型プロポーザルの停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該公募型プロポーザルに要した費用を県に請求することはできない。

(2) 提出書類について

提出された参加申請書、質問書及び企画提案に係るすべての書類については返却しない。また、 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

(3) 企画提案書の情報公開

契約締結後、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書の情報公開 を行う場合がある。

13 書類の提出先及び問合せ先

埼玉県環境科学国際センター 総務・学習・情報担当

所在地 〒347-0115 埼玉県加須市上種足914 研修棟1階

電 話 0480-73-8363

Eメール: g7383313@pref. saitama. lg. jp